

申第23号

「新型コロナウイルス」感染防止に 関する申し入れに対する回答

航空会社やバス運行会社では会社の指示により従業員にマスクを着用させているところもあり、不特定多数の旅客と接触するため従業員の感染対策と企業の危機管理の為と推察できる。

J R 東海でも、特に乗務員、駅係員は不特定多数の旅客に業務上接触しなければならず、様々な感染症に感染する恐れがある。あつてはならないことであるが、新幹線乗務員が一人でも新型コロナウイルス感染すれば、当該乗務員が所属する職場の社員は、上陸できないでいる大型客船の乗員・乗客のように、全員が隔離されるという事態になりかねない。

なので、J R 東海労は、2月12日に下記の申し入れを行い、会社に対応を求めました。申し入れ内容と会社回答は以下の通りです。

2月28日に、回答が来ました。

記

1. 社員の感染防止と企業の危機管理の観点から、乗務員、駅係員については会社の指示によりマスクを着用させて業務を行うこととすること。なお、マスクは会社が責任を持って確保し、配布すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大に伴い、社員に対しては手洗い・うがい・咳エチケットの励行等を行っているところであるが、2月20日（木）より、接客業務に携わる社員に対してマスク着用を指示している。

なお、マスク着用を指示する場合には原則として会社購入品配布することとしている。

以 上